

費等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この条例の改正は主として教育長の給料を五・八％引き上げようというものです。

先ほどの議案第三十一号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する

条例の反対討論で申し述べました同じ理由により反対するものです。

特に教育長におきましては住民の強い要求である中学校給食実現に全力を挙げていたのだと意見をし述べまして、非常に簡単ですが、反対討論といたします。

○議長(森田治男君) 次に賛成者、三番村野和二郎君。

(三番 村野和二郎君登壇)

○三番(村野和二郎君) 御指名をいただきましたので議案第三十一号福生市教育委員

員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして賛成討論をさせていただきます。

先ほど議案第三十一号で申し上げたとおりでございます。なお、つけ加えれば教育の問題は現在福生市にとっても大変大事なことでございます。教育長の報酬が大変少ない。それにつきまして報酬等審議会でも慎重に審議した結果、こういう答申が出たわけでございます。

何とか原案どおり可決していただくよう私も賛成の立場からひとつお願いいたします。賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

これより議案第三十一号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長が報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第三十一号は、委員長が

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十八分 休憩

午前十一時十七分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長として報告をいたすのであります。

(井上議会議務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終りました。

○議長(森田治男君)

ただいま報告されました議案四件の取り扱ひにつきまして、議会議運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会議運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会議運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので先ほど開催いたしました議会議運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日、市長から四件の議案が追加送付されましたので、取り扱ひについて協議いたしました結果、本日の日程第五議案第三十二号の附に追加日程として上程し先議をお願いして慎重審議の上、即決することと議運としては決定をしております。以上、甚だ簡単でございますが、よろしく御願ひ申し上げます。御報告をいたします。

ヨサ。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終了しました。

○議長(森田治男君)

新たに提出された議案四件を本日の日程に追加し先議いたします。たいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案四件を本日の日程に追加し先議することに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

追加日程第一議案第五十二号 福生市議会の議員の昭和六十一年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名でございますので議案第五十二号 福生市議会の議員の昭和六十一年六月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして御説明を申

し上げます。

提案理由につきましてはお手元の議案書のとおりでござりますので、朗読は省かていただきます。

本例の第一本とあきましては、この本例の趣旨でござります。

第二本にあきまして、支給割合を百分の百九十九とするものでござります。なお、附則といたしまして、この本例は、公布の日から施行いたそうとするものでござります。

甚だ簡単でござりますけれども、原案どおり御決定賜りますようお願いと申し上げまして、説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 追加日程第二議案第五十三号 福生市長等の昭和六十二年

六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でござりますので、議案第五十三号 福生市長等の昭和

六十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして御説明を申し上げ

ます。

本案の提案理由につきましては、お手元にお配りのとおりでござりますので朗読は省かていただきます。

本例の第一本とあきましては、この本例の趣旨を申し上げておるわけにござります。

て、第二条におきまして、この支給割合を百分の百九十九とするものでござい
ます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでござい
ます。

甚だ簡単でございすけれども、原案のとおり御決定いただきますようお願いと
申し上げまして、説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、原案の
とおり可決されました。

○議長(森田治男君) 追加日程第三議案第五十四号 福生市教育委員会教育
長の昭和六十二年六月期期末手当の支給割合と定める条例と議題といた
します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございすので議案第五十四号 福生市教育
委員会教育長の昭和六十二年六月期期末手当の支給割合と定める条例に
つきまして御説明を申し上げます。

提案理由につきましてはお手元の議案書のとおりでございすので朗読は省
略させていただきます。

条例の第一條は、この条例の趣旨を申し上げております。

第二條におきまして、期末手当の支給割合は百分の百九十九といたそうとする
ものでございす。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでござい

ます。

甚だ簡単でございすけれども、原案どおり御決定いただきますようお願いを申し上げて、説明を終わります。

○議長(森田右男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第五十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君)

御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長(森田右男君)

追加日程第四議案第五十五号 福生市の一般職の職員の昭

和六十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名をいただきましたので議案第五十五号 福生市の一般職の職員の昭和六十二年六月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして御説明を申し上げます。

この条例の提案理由につきましてはお手元の議案書のとおりでございますので朗読は省略させていただきます。

条例の第一条は、この条例の趣旨でございます。

第二条にみまして、期末手当の支給割合は百分の百四十九といたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいと思っております。

以上、甚だ簡単でございすけれども、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。本案の説明にかえっていただきます。

○議長(森田右男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会には、原案のとおり可決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は、原案のとおり可決されました。

○議長(森田右男君) 日程第五議案第三十二号福生市職員退職手当特別

負担金準備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でございますので議案第三十二号につきまして、

委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

ひが、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本会審査に伴い内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員長より、九十五万円にするという条例をつくった裏づけはどうかということになっているのか伺いたいとの質疑に対し、この条例は四十年にできていますが、この四十年という年は東京都の市町村の職員退職手当組合ができた年であるが、その前に福生市職員給与基金積立金の設置、管理及び処分に関する条例というものがあり、積立額が五十万円以上であったようである。その運営としていって、その後新たにこの条例をつくるときにその積立金とされている基金の額に合わせた形で九十五万円以上とした経過になっているという答弁がありました。

また委員長より、今後この九十五万円というものが一般会計でやるということだが、今、退職金や支給割合が都並みに下がると思われるが、そういったときに、骨組が決まっていなと一般会計の組もうがなと思うが、これはどうやって組

んでいくかとの質疑に對し、毎年度どなたが定年に達するかといふことがわかるわけですので、したがってその方についての現行率で計算させていたのだいたいの当初に組んでいただく形にできていたのだと思います。と云ふお答がなされた。お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告により御決定くださいますようお願いを申し上げます。して、審査報告とさせていたいただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第三十二号について採決いたします。

本案に對する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第三十二号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第六 議案第三十三号 福生市税賦課徴収条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君)

御指名がございましたので、議案第三十三号につきまして

委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案の内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員長より、八月からは第三工曜日も休みということははっきり政令とわかれてい

ということだが、字句の問題で「君しくは」という字句は要らなはいと思いが、その点どう考へるのかとの質疑があり、これは文章のつらばりの中のもしくはとか、またはとか、及びという使い分けであり、「又は」で切れ、第二土曜日、第三土曜日というのは同じ条件でつらばっているということである。それから「十二月二十五日から三十日君しくは三十一日」という部分は、同じ分類の中で整理していくという形で使い分けしている。特に文章上の字句のつらばり上の扱いで使っているという含みであるという答弁がなされました。

お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(森田吉男君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田吉男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第三十三号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田吉男君) 御異議なしと認めます。よって議事第三十三号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田吉男君) 日程第七 議事第三十四号 福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので議事第三十四号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御取付の審査報告書が朗読は省略をさせていただきます。

(議事不審直報告書) 別添参照

議事不審明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、閲覧者二一回一種類とするという理由を伺いたいという質疑があり、理事より、戸籍の附票の場合は全部地番により編綴されている。そういうことで戸籍という事で限定してこういう規定になり、住民票の場合は三十分という規定で百円の手数料をどういっているとの答弁がありました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞご委員会の報告により御決定くださいますようお願いしますと申し上げて審直報告とさせて頂いたります。

○議長(森田治男君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第三十四号について採決いたします。

本会に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事第三十四号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第八議事第三十五号福生市国民健康保険税冬例の一部を改正する冬例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審直を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので議事第三十五号について審直報告とさせて頂いたります。

なお、お手元に御配付の審直報告書の朗読は省略させて頂いたります。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本会審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、この改正に対象者はどうか、いふところか。また国庫の増額がわかれば伺いたいという質疑がありました。

答弁として、対象者は当初予算で千三百五十世帯見込んでゐる。改正に伴う世帯増は五十世帯程度であり、軽減額は推定で三十五万円程度となり、この八〇%が交付金で新たにプラスになると思うところ、答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第三十五号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、委員長長の

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第九議案第三十六号福生市消防団に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第三十六号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元と御配付されております審査報告書目の朗読は省略させていただきます。